

大崎広域斎場利用のご案内

1 斎場にお持ちいただくもの

- (1)各市町村で交付した『死体火葬許可証』及び『斎場使用許可書』を、斎場職員へお渡し下さい。
- (2)位牌、遺影、収骨壺等一式、線香、抹香、蠟燭、最小限の献花（生花）、供物、お茶など。

2 斎場施設利用について

- (1)お湯と茶器は給湯室又は控室に準備してありますのでご利用下さい。ご利用した控室、給湯室の清掃及び茶器類の後片付けは、ご利用者が責任をもって行って下さい。なお、飲食したごみ等はお持ち帰り下さい。
- (2)駐車は、指定の駐車場をご利用下さい。斎場で事故等が有りましたも各自の責任で対応していただきます。当斎場では、一切の責任を負いかねますので、車の施錠忘れや事故等のないよう十分注意して下さい。

3 火葬にあたり注意いただくこと

- (1)棺の大きさ【ご利用いただく斎場により棺の大きさが制限されます。】

【大崎広域加美斎場】 幅 6 5 cm以内、高さ 4 5 cm以内、長さ 2 1 0 cm以内

【大崎広域玉造斎場】 幅 6 5 cm以内、高さ 5 0 cm以内、長さ 2 0 5 cm以内

【大崎広域古川斎場】 幅 6 0 cm以内、高さ 4 5 cm以内、長さ 1 8 0 cm以内

【大崎広域松山斎場】 幅 6 0 cm以内、高さ 4 5 cm以内、長さ 1 8 0 cm以内

【大崎広域涌谷斎場】 幅 6 0 cm以内、高さ 4 5 cm以内、長さ 2 0 0 cm以内

- (2)副葬品について

- ・副葬品によっては、ご遺骨の損傷や火葬炉の故障、黒煙発生原因になりますので、最小限にとどめていただきますようお願いいたします。
- ・体内医療機器（ペースメーカー等）をご使用の場合は、事前に斎場職員にお申し出下さい。

【棺に入れられない副葬品】

- ・ドライアイス、金属製品、ガラス製品、陶器類、石製品等の不燃性のもの
- ・プラスチック製品類、ビニール製品類、化学繊維製品類、ゴム製品類、発泡スチロール製品類、書籍、大型繊維製品類、カーボン製品類、スプレー缶類、その他危険物

- (3)斎場職員へ金品等の心付はご遠慮願います。

- (4)その他斎場施設利用については、斎場職員の指示に従って下さい。

問合せ先

〒989-6233

大崎市古川桜ノ目字新高谷地388-1

大崎地域広域行政事務組合 業務課 斎場管理係

TEL 0229-25-8867 FAX 0229-28-1659

eメール gyoumu@osakikoiki.jp